

那覇市立夜間中学（学級）の設置に向けての決議

中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）の那覇市での開設は、戦争の混乱や経済的な理由により教育を受けられなかった多くの人、不登校の子ども、障がい者、在日外国人らにとってかけがえのない義務教育の場となる。

さらに、形としては中学校を卒業していても不登校などの理由で十分に通うことができなかつた人たちの“学び直しの場”としての役割も期待されている。憲法第26条第1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定し、我が国が加入している国際人権規約では、教育を受ける権利は国籍に関わらず、条約上の人権義務と謳われている。

現在、夜間中学は10都府県に34校が設置されていて、文部科学省では、夜間中学が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、その設置を促進している。沖縄県でも、那覇市教育委員会が夜間中学の設置の可能性等を検討している。

これまで市教育委員会は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に盛り込まれている「戦中戦後の混乱により義務教育未修了となった方々に対して必要な学習機会の提供等」の推進や教育機会確保法等を根拠にして設置を検討してきた。

さらに令和2年度より国が、設置に向けた市町村向けの補助制度を設けるなど、その取り組みを加速させたことによって、県教育委員会からの検討委員会設置の求めに応じて市教育委員会は検討委員会（ワーキングチーム会議）を設け、その是非についてさらに議論を重ねている。

よって、本市議会は、誰一人取り残さない優しい沖縄づくりへ、すべての人々の学ぶ権利が保障できる公立夜間中学の県都・那覇市への設置実現の取り組みを積極的に推進するよう強く求める。

以上、決議する。

令和2年（2020年）12月22日

那 覇 市 議 会

あて先 那覇市長、那覇市教育委員会教育長